

騒音・振動規制法（条例）関係届出について

届出書は事業所控えを含めて2部必要になります。受付完了後に1部を返却します。

届出は30日前（基点日は設置対象となる機械が設置された日）で過ぎている場合は、遅延理由書の提出が必要になります。

○届出書類の確認方法および流れ

- ① 該当する届出の必要書類が添付されているか
- ② 特定施設の種類及び能力に誤りがないか
- ③ 設置工事の30日前までに届出予定であるか
- ④ 敷地境界で基準値を満たしているか
- ⑤ 内容に誤りがなければ、收受印（受付）を押し副本を返却します。

※委任状の提出の有無について、法人代表者以外の方が申請者になる場合は、委任状を（権限が委任されていることがわかる資料）提出する必要があります。

1 設置（使用）届出

- (1) 設置届出書
- (2) 施設の一覧表（複数の施設がある場合のみ）
- (3) 位置図（住宅地図等、事業所の所在地が分かるような地図）
- (4) 配置図（事業所の配置及び特定施設の位置がわかる図面）
- (5) 特定施設の仕様がわかるもの（設置する特定施設のカタログ等、能力及び騒音が分かる書類）
- (6) 騒音又は振動の防止の方法
 - ①騒音、振動に対してどのように対策しているかわかる資料
 - ②敷地境界で基準値を満たしているのがわかる資料、図面も添付。必要に応じ距離減衰の計算式を記載したもの **※騒音のみ添付**
 - ③担当者（公害防止連絡責任者）の所属・氏名・電話番号

2 数等の変更届出

- (1) 数変更届出書
- (2) 変更前、変更後の施設一覧
変更の増減を一覧化（エクセル等）したもので、変更前、変更後で変化がわかるもの
- (3) 位置図（住宅地図等、事業所の所在地が分かるような地図）
- (4) 配置図（事業所の配置及び特定施設の位置がわかる図面）
- (5) 特定施設の仕様がわかるもの（カタログ等）
- (6) 騒音又は振動の防止の方法
 - ①騒音、振動に対してどのように対策しているかわかる資料
 - ②敷地境界で基準値を満たしているのがわかる資料、図面も添付) **※騒音のみ添付**
 - ③担当者（公害防止連絡責任者）の所属・氏名・電話番号

3 使用の方法変更届出（振動規制法のみ）

(1) 数等の変更届出書および使用の方法変更届出書

4 防止の方法変更届出

(1) 防止の方法変更届出書

(2) 騒音又は振動の防止の方法を記載した用紙

5 氏名等の変更届出

(1) 氏名等変更届出書

6 使用全廃届出

(1) 使用全廃届出書

7 承継届

(1) 承継届出書

(2) 履歴事項証明書